

学びの継続支援事業支援対象者募集要項

沼津工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、学びの継続支援事業により支援対象者を下記により募集する。

1. 趣旨

静岡県が実施する「大学生等学びの継続支援事業」による補助金を活用し、本校に在籍する学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的困窮状況にある学生に対して支援を行う。

2. 対象及び受給の条件

(1) 対象

本校の第4学年、第5学年または専攻科に在籍する者のうち、以下の①から⑦のいずれかの要件を満たす者。ただし、日本政府（文部科学省）奨学金受給者、外国政府派遣留学生を除く。

- ① 高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金受給者のうち、第I区分に該当する者
- ② 高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金受給者のうち、第II区分または第III区分に該当する者
- ③ 以下のア～ウのいずれかに該当する者
 - ア 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金の利用者
 - イ 高等教育の修学支援新制度の授業料等減免のみを利用している者
 - ウ 高等教育の修学支援新制度の給付型奨学金の利用者であって入金停止中の者
- ④ 以下のア～ウのいずれも満たす者
 - ア 自宅外で生活をしていること。（ただし、自宅で生活する者のうち経済的に家庭から自立している者は含む。）
 - イ 家庭から年間100万円以上（授業料及び入学金を除く。）の仕送りを受けていないこと。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症等により、アルバイト収入に影響を受けていること。

【アルバイト収入に影響を受けているとみなされる要件】

- (i) 新型コロナウイルス感染症の影響等で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している。
- (ii) 前と比較してアルバイト収入が減少（20%以上）し、その状況が令和4年1月以降も改善していない。
- (iii) アルバイト収入が増加又は一定水準に達しているものの、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由によりアルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難になっている。

※アルバイトは正規の手続きを経て実施しているものに限る。

- ⑤ 地方公共団体等が行う貸与型奨学金の利用者
 - ⑥ ひとり親世帯のうち、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響等により経済的に困窮状況にある者
 - ⑦ 令和4年1月以降に主たる生計維持者が死亡した者
- ※ ①～⑦のうちいずれか1つの区分により申請。複数区分による重複申請は不可。

3. 給付金額及び給付方法

(1) 給付金額

- 「2. 対象及び受給の条件」の①に該当する者 10万円
- 「2. 対象及び受給の条件」の②～⑥に該当する者 5万円
- 「2. 対象及び受給の条件」の⑦に該当する者 20万円

(2) 給付方法

本校に届け出済みのスルガ銀行の本人名義口座に一括で支給。

(3) 給付時期

令和4年11月末(予定)

※ 申請区分⑦による申請分を除く。

4. 提出書類及び提出期限

(1) 提出書類

- ・大学生等の学びの継続支援事業申請書
- ・証明書類(必要書類の例は申請書を参照)

(2) 提出先及び提出先

提出先 : 学生課学生係

提出期限 : 令和4年10月20日(木) 17時

※ 申請区分⑦の申請は、支援の緊急度を勘案し、以下日程により申請を受付けます。

- 1回目 令和4年 8月22日(月) 17時
- 2回目 令和4年 9月20日(火) 17時
- 3回目 令和4年10月20日(木) 17時
- 4回目 令和4年11月21日(月) 17時